

奈良県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
後		前				
B		A				
五條市大塔町辻堂一五 五番五地先から 五條市大塔町堂平二四 四番一地先まで				四・〇 〃 一一・一	一五九四・〇	
				四・〇 〃 一一・一	一五九四・〇	
				一一・四 〃 六三・八	一二八六・二	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成三十年三月十八日